

別表(第3条関係)

支援対象者の要件	【共通要件】 1 町内に住所を有する認定新規就農者又は認定農業者であること。 2 計画を提出する日の年齢が65歳未満であること。 3 継承する農業経営に従事した日から5年を経過していないこと。 4 計画を提出する日より前に継承する予定の農業経営の主宰権を有していないこと。 5 計画を提出する日において、支援対象者の世帯全員の前年の総所得が600万円未満であること。 6 農業経営改善計画又は青年等就農計画が次に掲げる基準に適合すること。 (1) 農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画(支援金を除く農業所得が、認定新規就農者の場合はおおむね250万円以上、認定農業者の場合はおおむね360万円以上)であること。 (2) 農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成が実現可能であると見込まれること。 7 地域計画に位置づけられ、又は位置づけられることが確実であると見込まれること。 8 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。 9 原則として新規就農者育成総合対策実施要綱(令和8年4月7日付け8経営第23号農林水産事務次官依命通知。以下「育成実施要綱」という。)別記3に定める雇用就農資金による助成の対象者でないこと。 10 育成実施要綱別記2に定める資金のうち、経営開始資金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。 11 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第3186号農林水産事務次官依命通知。以下、「継承実施要綱」という。)別記1に定める経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。 12 生産物、生産資材等を支援対象者の名義で出荷し、取引していること。 13 支援対象者名義の通帳又は帳簿等であって、農産物の売上げ、経費の支出等の経営収支を管理していること。 14 支援対象者が継承する予定の農業経営以外の農業経営の主宰権を有していること。
	【親元継承の要件】 1 原則として計画を提出する日の属する年度内に親元継承することが確実であると見込まれること。 2 経営継承時期を明記した家族経営協定が締結されていること。
	【第三者継承の要件】 1 原則として計画を提出する日の属する年度内に第三者継承することが確実であると見込まれること。 2 経営継承時期を明記した経営協定が締結されていること。